

平成27年度熊本市小・中学校夏休みプール開放PTA説明会の質問事項に対する回答

1 本事業実施要項における監視体制の基本的な考え

本事業の実施に向けて、市PTA協議会と市教育委員会が繰り返し検討会を重ねた結果、「本事業においては、子どもの命を守ることを第一に考え、安全・安心を確保したうえで子どもたちにとって楽しいプール開放を行なうための監視体制を整えること」を基本にしています。

2 保護者監視員について

保護者監視員は、保護者の危機管理意識の高揚がプール開放の安全・安心の確保において極めて重要なことから、父母が中心となった監視が当然の前提であることを共通認識したうえで、要項に規定されています。

また、プール開放の主催である各学校のプール開放運営委員会の構成員がPTA会員（保護者）であることから、保護者監視員は当該学校の保護者としています。

なお、保護者の定義としては、学校教育法第16条第1項で、「保護者とは、子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。」と規定されています。

3 質問事項への回答

質問	回答
<p>【監視体制：保護者監視員の条件】 ○祖父母等は保護者監視員として可能か。</p>	<p>「保護者監視員は当該学校の保護者」を原則とします。 祖父母等の保護者監視員への追加については、「監視体制の基本的な考え」を踏まえ、「子どもの命を守ることを第一に考え、安全・安心の確保」を前提としたうえで、各プール開放運営委員会で検討をお願いします。 なお、「当該年度における危機管理研修会の受講」且つ「前年度または当該年度における心肺蘇生法講習会の受講」は、必須の条件としています。 また、「運営マニュアル（例）10 業務内容(2)」に示す保護者監視員の業務が可能であり、さらに、父母と同等の危機管理意識で「子どもの命を守る」という自覚をもって、その責を担うに十分かどうかを検討して判断をお願いします。</p>
<p>【監視体制：小規模校等の特例】 ①大規模校でも1コマの利用人数を30人未満として「小規模校等の特例」を採用してよいか。 ②実施計画の段階から、利用人数が少ないことが予想される期間について、保護者付き添いによる監視体制の特例日を設定してよいか。 （例：監視人数を小規模校の特例を採用する等） ※保護者付き添い・・・保護者が自分の子どもの遊泳を監視する。 なお、保護者監視員には該当しない。</p>	<p>①小規模校は「11学級以下の学校」と定義されていますが、本事業における「小規模校等の特例」については、児童数・PTA会員数も少なく、1回の利用人数が常時30人未満だったり、保護者一人あたりの監視業務の回数が極端に多くなったりする学校においてもプール開放が実施できるようにするための特例です。 以上のことから大規模校について、この特例を採用することはできません。 ②「保護者付き添い」は、監視についての事前確認や緊急時対応の連携において困難な状況が想定されますので、「特例日」をつくらぬようお願いします。 【確認事項】 本事業の基本的な考えは「PTA会員及び専属監視員の監視により安全・安心を確保すること」です。 この考えを踏まえ、計画の段階で実施予定日に保護者監視員が足りない状況であれば、実施日を少なくする等の調整を行っていただくようお願いします。</p>